

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月 15 日

住 所 川西市平野 1 丁目 3 5 番 2 号

事業者名 能勢電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩元 仁

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 旅客施設の整備に関する事項

【段差の解消】

＜現状の課題＞

バリアフリー法に基づく駅の段差解消に関して、2026 年 6 月の時点では全 14 駅（川西能勢口駅を除く）中、10 駅で整備を完了している。未整備駅 4 駅については、乗降人員が 3000 人に満たず単費では多大な費用を要するため、整備計画の立案等できていないのが現状である。

＜中期的な対応方針＞

段差解消未整備の駅に関しては、ソフト面での旅客支援策として、ベビーカー等のご利用のお客様からの要請があった場合や駅巡回時に同お客様を見かけた場合は、可能な限り階段の昇降の補助を行う。

【転落の防止】

＜現状の課題＞

可動式ホーム柵の設置は、多大な費用を要するため、会社経営に与える影響も大きく、現在の経営状況では整備は困難である。

＜中期的な対応方針＞

可動式ホーム柵の設置は困難であるが、J I S 規格適合の内方線付点字ブロックの

整備やホーム頭端部への転落防止柵の設置を実施する。

② 車両の整備に関する事項

〈現状の課題〉

当社所有車両 14 編成の車両のうち、5 編成の車両は、現在の移動等円滑化基準に適合していないため、車両更新や改良工事に併せて当該基準に適合させていく。

〈中期的な対応方針〉

移動等円滑化基準に適合していない車両に関しては、設備投資計画に基づき、車両更新や改良工事を実施する。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 旅客支援、教育訓練等に関する事項

〈現状の課題〉

高齢者、障害者等に対する介助方法のレベルアップを図る必要がある。

〈中期的な対応方針〉

鉄道事業部運転課（現業）において、監督職（助役）や基幹職（駅務員）を中心にユニバーサルマナー検定の資格取得を推進する。また、高齢者や障害者等の支援に関しても、年間の教育計画に基づき、継続して教育を実施する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
〈車両の整備〉 車両更新	・ 7200 系新造車両（4 両編成×1）を導入予定

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター・エスカレーターの定期点検	・エレベーター・エスカレーターの機能を維持するために定期点検等で機能確認を実施する。【各駅のエレベーター・エスカレーターの点検日をポスターで掲示】（継続実施）

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員の巡回による 旅客支援の実施	・当社は全駅無人駅のため、定期的な係員の巡回を実施すると共に、高齢者や障害者等を見かけた場合の「声かけ」「見守り」等の旅客支援を実施する。(継続実施)
お客様への共助依頼要請	・お客様に対して、ポスター等の掲示や駅放送等を活用し、高齢者や障害者等を見かけた場合の「声かけ」「誘導案内」などの共助依頼要請を実施する。(継続実施)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報の提供	・輸送障害等の異常が発生した場合（他社線含む）、列車の運行状況について、各駅設置の旅客案内ディスプレイや駅放送により、お客様に情報を提供する。(継続実施)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・鉄道事業部運転課（現業）の社員のユニバーサルマナー検定の習得を推進する。(取得費用については会社負担)
異常時における障害者等の避難誘導訓練の実施	・実車を使用し、異常時を想定した障害者等の避難誘導訓練を実施する。(継続実施)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ掲載 内容の充実	・ホームページに掲載している各駅の高齢者障害者等用施設等について内容を充実させる。(継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	障害者の接遇に関する民間資格をサービス介助士からユニバーサルマナー検定に変更した。	サービス介助士に比べて、鉄道に特化した講義内容になっており、資格取得期間の短縮およびコストが抑制できるため

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。